

司法書士の業務範囲(5)：司法書士法3条以外の法令等に基づく業務(1)

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/1787179>

出版情報：市民と法. 102, pp.26-36, 2016-12-01. 民事法研究会
バージョン：
権利関係：



短期集中連載

司法書士の業務範囲(5)

——司法書士法3条以外の法令等に基づく業務(1)——

九州大学教授 七戸克彦

1 従来型業務における萎縮現象

平成14年改正司法書士法（以下、「法」ともいう）が司法書士にもたらした最大の収穫は、いうまでもなく、①簡裁訴訟代理等関係業務（法3条1項6号～8号）の獲得による業務権限の「拡大」にあったが、それとともに、②すべての司法書士が行うことができる業務に関して、④法3条1項1号～5号の定める業務のほか、⑥法3条以外の法令等に基づいて行うことができる業務が存在することが、明文上「確認」された点が大きい（法29条1項柱書および1号）。本連載第1回でも触れたように、平成14年法改正で新設された法29条は、法改正の前年（平成13年）の弁護士法改正で新設された同法30条の5に揃えたものであるから、弁護士に弁護士法3条以外の法令等に基づき行うことができる業務が存在するのと同様、すべての司法書士についても司法書士法3条以外の法令等に基づき行うことができる業務が存在する筋合いになる（注1）。

(1) 裁判書類作成関係業務

だが、簡裁訴訟代理等関係業務の獲得は、その一方において、平成14年法改正前よりすべての司法書士に認められていた業務範囲に関する「萎縮効果(chilling effect)」をもたらした。この傾向がとりわけ顕著なのは、法3条1項1号～5号業務の中でも、4号業務並びに同業務関係の5号相談業務（同法22条2項柱書は、両者をあわせて「裁判書類作成関係業務」と呼んでいる）であって、

平成14年法改正前に司法書士が裁判書類作成関係業務を通じて行ってきた本人訴訟支援（そして、この業務こそ公事師の系譜を引く司法代書人の本来的業務であった（注2））は、簡裁訴訟代理権に代置され縮減したとの意識が広がっている。

(2) 登記・供託関係業務

前記(1)の裁判書類作成関係業務における萎縮現象は、具体的には、弁護士との間の業際問題の側面で、司法書士法違反・弁護士法違反を理由とする私法上の効力の否定や損害賠償責任あるいは懲戒処分に対する警戒感から生ずるが、その影響は、法3条1項1号～3号業務並びに同業務関係の5号相談業務（以下、これらを総称して「登記・供託関係業務」という）にも及んでいる。

もっとも、登記・供託関係業務（とりわけ登記関係業務）における専門家責任・懲戒の問題は、そのほとんどが、司法書士の職域の範囲内で生じている。司法書士の義務は、①法2条の定める品位保持義務および公正・誠実な業務遂行義務や法「第4章 司法書士の義務」（法20条～25条）の規定する諸義務のような、職務上当然に導かれる必須的な義務と、②依頼者との間で、法21条の応諾義務の範囲を超えて、依頼者との間で特別なオプションとして追加的に受任した業務に関する、いわば任意的な義務に分かれるが、そのいずれに關しても、すでに昭和40年代より、司法書士の義務違反を理由とする損害賠償請求や懲戒請求の事例が現れ始めていた（注3）。司法書士の専門家責任を問う訴訟は、平成期以降爆発的に増加し、

また、司法書士の注意義務の範囲・内容も、平成16年現行不動産登記法制定により相当程度高度化した(注4)、これに伴い増加したのが、当該義務は②任意的・追加的業務から発生する義務であって、当該任意的・追加的業務については受任していない、との主張である。かかる主張が通った場合には、確かに司法書士は責任を免れることはできるけれども、しかし、それは、司法書士が受任できる業務の範囲を、自らの手によって狭めていることを意味する。「権限」と「責任」は常に表裏一体のものであるが、責任に対する警戒感が、権限の獲得に対する消極的姿勢を醸成させているように思われる。

(3) 法3条以外の法令等に基づく業務

しかのみならず、①前記(1)(2)の法3条1項1号～5号に基づく従来型業務に関する謙抑的な執務姿勢は、②同法3条以外の法令等に基づきすべての司法書士が行うことができる業務についても、阻害要因として働く。

そもそも②法3条以外の法令等に基づく業務は、①法3条業務の附帯・関連業務として生成・発展したものが多く、それが①法3条業務の附帯・関連業務(すなわち法3条業務そのもの)として位置づけるべきなのか、それとも②法3条とは別個の法令等に基づいて認められている業務として理解すべきなのかにつき、区別が困難なものも少なくない。この点との関係では、司法書士が②法3条以外の独立業務を行うことに懐疑的な立場からの批判をかわす便法として、当該業務は①法3条の附帯・関連業務である(すなわち法3条業務そのものである)との主張を行う方法もないではないけれども、そのような主張を行った場合には、今度は、①法3条業務に関する上記「萎縮効果」の直撃を受けることとなる。

そこで、以下ではまず、②司法書士法3条以外の法令等に基づく業務の内容・範囲を論ずる前提として、①法3条業務に関して現在生じている萎縮効果の実情を確認しておくことにしよう。

(注1) 本連載第1回(本誌98号4頁)参照。

(注2) 本連載第2回(本誌99号19頁)参照。

(注3) 本連載第3回(本誌100号15頁)参照。

(注4) 本連載第4回(本誌101号8頁)参照。

2 本人訴訟支援業務の萎縮

前記のように、平成14年法改正による簡裁訴訟代理等関係業務の獲得と引換えに、直接の縮減効果が生じた従来型業務は、裁判書類作成業務を通じた本人訴訟支援であった。

この論点に関する裁判例は、本連載第4回で掲げたように、管見の及ぶ限りでは5例が存在し(㉔東京高判平20・6・24、㉕富山地判平25・9・10、㉖東京地判平26・1・22、㉗大阪地判平26・6・25、㉘東京地判平26・10・22)(注5)、このうち、㉔判決と㉕判決の2例は業務の範囲外である旨を認定したが、㉖判決の判旨は司法書士の行為の有効性については判断しておらず、㉗判決と㉘判決の2例は業務の範囲内である旨を認定している(注6)。にもかかわらず、平成14年法改正の結果、裁判書類作成業務に関して、司法書士の業務範囲が縮減したかのごとき誤解が生じたのは、唯一紙媒体の判例集に登載された㉕判決の立場が、強調されすぎたためである。

(1) 富山地判平25・9・10

司法書士界に大きな衝撃を与えた和歌山訴訟最高裁判決(㉙最判平28・6・27)。後記(C)に関する加藤新太郎氏の評釈(以下、「加藤評釈」という)は、㉕富山地判平25・9・10(注7)にも言及している(注8)。

㉕判決は、①「他人から囑託された趣旨内容の書類を作成する場合であれば、司法書士の業務範囲に含まれ、弁護士法72条違反の問題を生ずることはないが、いかなる趣旨内容の書類を作成すべきかを判断することは、司法書士の固有の業務範囲には含まれないと解すべきであるから、これを専門的法律知識に基づいて判断し、その判断に基づいて書類を作成する場合には同条違反となる」とし、また、②「民事訴訟法54条1項本文により効力が否定されるべき訴訟行為は、非弁護士が当事者本人を代理して行ったものに限られず、実質的にこれと同視できるもの、すなわち、当事者が非弁護士に対して訴訟行為を策定する事務を包括的に委任し、その委任に基づき非弁護士が策定し

たものと認められる訴訟行為を含む」とした。

このうち、①の説示は、司法書士の裁判書類作成関係業務の範囲を「依頼者の依頼内容を法的に整序すること」に限定し、司法書士自ら法的判断を行うことは許されないとする^③昭10・6・28法曹会決議や松山事件高裁判決^⑤高松高判昭54・6・11の立場を踏襲するものであり、今般、^⑦和歌山訴訟最高裁判決との関係で論議を呼んだ小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』も、この論点に関しては、同説に立っている（注9）。

これに対して、加藤新太郎氏は、司法書士法3条1項5号法律相談ないし裁判書類作成業務もまた、事柄の性質上当然に、法的判断を不可避的・必然的に伴う業務であるとする（注10）。筆者も、かかる理解に全面的に賛成するが（注11）、しかし、前記判旨②の説示部分（「当事者が非弁護士に対して訴訟行為を策定する事務を包括的に委任し、その委任に基づき非弁護士が策定したものと認められる訴訟行為」に該当する場合には民事訴訟法54条1項本文に触れる）については、法的判断禁止説・法的判断当然包含説のいずれに立ったとしても、一般的・抽象的な命題としては妥当する（具体的認定の側面において若干の差が生じうるのみである）。

（2）平28・6・8懲戒事例

なお、前記判旨②の一般的命題に関しては、次のような懲戒事例がある（平28・6・8高知地方務局長発懲戒処分書（戒告）月報司法書士534号133頁）。

第1 処分の事実

1 （略）

2 平成26年5月〇日、甲株式会社に対し、債務名義（金250,899円及びうち203,387円に対する平成23年12月〇日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を命じるもの）を有するAは、〇地方裁判所（以下「〇地裁」という。）に対して、送達受取人を被処分者〔司法書士〕、送達場所を被処分者の事務所とする甲についての財産開示手続実施の申立て（以下「本件開示申立て」という。）を行った。

なお、高知県司法書士会の調査の結果においては、被処分者は、Aから本件開示申立てに係る報酬を受けているとは認定されていない。

3～6 （略）

7 平成26年6月〇日、〇地裁は、本件開示申立てについて、要旨を次のとおり判示し、①本件開示申立てには、Aは関与しておらず、被処分者が関与していたことが認められる別件財産開示事件に言及した上申書が提出されていること、②被処分者の関与が認められる別件財産開示事件における甲の陳述が行われた日から3年の経過直後に本件開示申立てがなされたこと、③Aが本件開示申立てに係る事実関係及び法律関係について特別の知識を有する者であるとはうかがわれないこと、④被処分者の関与の下に、甲の貸金債権を差押債権とする債権差押命令及び甲ないし甲の代表者に対する文書提出命令の申立てがそれぞれ3回にわたってなされるなど、被処分者と甲との関係には比較的深い経緯があることなどを考慮すると、本件開示申立ては、形式的には、申立書にA本人の記名・押印がされたA本人による手続行為に見えるが、実質的には、被処分者自身の判断内容に基づいてなされた被処分者の代理による手続行為と見るのが相当であり、本件抗告は、本件開示申立てが代理人資格のない者の代理によるものであって効力が否定される旨をいうものとして理由があり、本件開示申立ては却下されるべきであるから、本件開示決定を取り消し、本件開示申立てを却下する旨の更正決定を下した。

第2 処分の理由

（略）

司法書士法（以下「法」という。）第3条第1項第4号に規定する裁判所への提出書類作成業務は、依頼者の所期の目的を達するため、司法書士が、依頼者から聴取したところに従い、その真実を把握し、窮極の趣旨に合致するように法的判断を加えて、当該法律事件を法的に整備し、完備した書類を作成するところにその業務の意義があるとされているところ、前記第1の7①ないし④の〇地裁の認定事実、さらに、⑤本件開示申立ての送達場所を被処分者の事務所、送達受取人を被処分者としていること、⑥本件抗告事件において提出されたA自筆の意見書は、被処分者が相談した弁護士のアドバイスに基づいて作成されたものであることから、本件開示申立てに係る被処分者の行為は、Aが主張する趣旨を法的に整序して、

○地裁への提出書類を作成したものとは言い難く、被処分者が自己の判断に基づき行った被処分者の代理による手続行為と見ざるを得ない。

なお、本件開示申立てにおいて、被処分者がAから報酬を得た事実は認められず、本件開示申立てのほかに、被処分者が実質的に自己の判断に基づき行った代理による手続行為を反復継続していた事実も認められないことから、本件開示申立てに係る被処分者の行為は、弁護士法第72条に違反するまでとはいえない。

本件懲戒処分も、㊦判決と同様、司法書士の裁判書類作成業務の範囲を「依頼者の依頼内容を法的に整序すること」に限定する見解（法的判断禁止説）に立っているが、法的判断禁止説・法的判断当然包含説のいずれに立ったとしても、裁判書類作成関係業務・本人支援業務に関して、司法書士に求められる執務姿勢は、「外観上は、依頼者が……原告本人として訴訟行為をしているように見えるが、実質は司法書士が訴訟代理をしているような執務（具体的には、司法書士による訴訟行為の策定）を絶対的に回避すること」である（注12）。

（3）最判平28・6・27

一方、前記(B)の懲戒処分と同月の㊦和歌山訴訟最高裁判決（注13）の司法書士も、当初は本人名義の訴状を作成し、過払金の返還を求める不当利得返還請求訴訟を提起したもので、その後、訴外での解決を求める相手方の申出に応じて、裁判外の和解を代理した事案であった。

ところで、加藤新太郎『司法書士の専門家責任』は、司法書士の裁判書類作成関係業務につき法的判断禁止説に立つ小林＝河合・前掲書の立場を指して「公式見解」と呼んでいたのであるが（注14）、同書に対する位置づけ・評価は、㊦和歌山訴訟最高裁判決の加藤評釈では、微妙に変化している。

周知のように、同判決は、認定司法書士の裁判外和解の代理権の範囲につき、「受益額説」対「債権額説」の対立については弁護士側の主張する「債権額説」、「個別額説」対「総額説」の対立については司法書士側の主張する「個別額説」を採用した。この結果的に痛み分けのごとき判断に対し、

加藤評釈は「中庸を得た規範を定立したものともみることができる」とするが、しかし、司法書士の主張に対しては「受益額説を（我田引水的に）訴訟外の交渉・和解について援用することの是非については、債権額説からする批判にも耳を傾けるものがあつた」と手厳しい（注15）。

一方、加藤評釈は、本文では「受益額説は、平成14年の司法書士法改正の立案担当者により唱えられている」と記しているが、しかし、加藤・前掲（注8）55頁注6には、以下のようにある。

小林＝河合・前掲『注釈司法書士法〔第3版〕』117頁。〔①〕なお、法務省は、同書は公式見解ではなく、立案担当者の個人的見解である旨コメントしている（平成21年6月14日付け産経新聞記事）。〔②〕平成24年2月23日日司連発第2392号「債務整理執務における簡裁訴訟代理権の範囲について」（2012）、〔③〕日司連簡裁代理業務問題等検討グループ「裁判外の和解の代理権の範囲について」月報司法書士2009年3月号〔445号〕33頁（2009）、〔④〕八神ほか・前掲『全訂司法書士裁判外和解と司法書士代理の実務』143頁以下〔①……は引用者〕。

このうち、①の法務省コメントは、司法書士が証拠として提出した小林＝河合・前掲書記載の受益額説の立場を否定した神戸地判平20・11・10自由と正義60巻11号72頁の控訴審での争いにつき、「注釈司法書士法の内容は公式見解ではなく私見。法解釈について法務省としての見解はない」としたものであるが、原審判決は、小林＝河合・前掲書が立案担当者の個人的見解である旨は述べていない。一方、前記コメント後の控訴審判決（大阪高判平21・10・16 THINK 108号別冊303頁）は、「このように、司法書士の代理権の範囲について、公権的解釈も確立していない状況においては、その〔受益額説・債権額説の〕いずれかの見解に立つて、控訴人が司法書士として第1事案に係る業務を行ったことが違法であると一概にいうことはできない」として、両説の当否に関する判断を回避した。他方、③同年の月報司法書士記事、②平成24

年日司連発第2392号通知、④平成26年八神ほか・前掲書は、単に前掲・神戸地判平20・11・10、大阪高判平21・10・16の判旨を引用するのみで、小林＝河合・前掲書が立案担当者の個人的見解である旨は述べていない。

ひとり立案担当者に限らず、およそ組織に所属する人間が個人的見解を披瀝する場合には、その旨の断り書きを入れるのが通例・常識であるところ、小林＝河合・前掲書には、「改正法の立案担当者の責務として、……本書を執筆した次第である」との、共著者の肩書（職名）付きの「はしがき」が存在する。「そのため、これまで、同書で示された見解が、一筆者の見解であると捉えることはできないと考えられてきた」（注16）のは当然であった。

加藤評釈は、「司法書士層は、判例形成のあり方と判例の意義を了解している法律実務家として、本判決を淡々と受け止めることが相当である」とするが（注17）、判決の結論のうち、少なくとも司法書士の不法行為責任を肯定した部分に関しては、「故意又は過失」要件の欠如を理由に否定すべきであったように思われる（注18）。

一方、赤松茂氏の評釈は「幾代の後には、司法書士業務のうち、司法判断を仰ぐ場面がまたやってくるはずである。その業務は、裁判業務ではなく、登記業務なのかもしれないし、企業法務、後見業務、規則31条業務なのかもしれない」と不吉な予言を述べ（注19）、池末晋介氏の評釈は「最高裁判決により、業務範囲は一部狭められたのであるが、司法書士業界が必要以上に萎縮し、本来受託できる義務まで手放すことになれば、司法書士制度の衰退を招くものである」とする（注20）。

（注5） 本連載第4回（本誌101号15～16頁。以下、掲載する判例と付番は本誌連載による。適宜参照されたい）。

（注6） ④判決の判旨は次のようにいう。「なお、原告〔サラ金の債務者〕は、c〔司法書士〕のいわゆる非弁活動の違法性を指摘するが、原告は、自ら司法書士に和解交渉を依頼しているのであって、上記説示に照らし、cが本件和解契約において原告を代理していた

と認めるに足りず、本件和解の民事上の効力を左右するものではない」。

④判決の判旨の説示は次のとおり。「原告が、本件〔遺産分割協議不存在確認〕訴訟において送達を受けるべき場所をL司法書士の事務所と定め、送達を受ける者をL司法書士と定める旨の届出をしていることは、当裁判所に顕著であるが、司法書士が裁判所に提出する書類を作成することや、その事務について相談に応ずること自体は何ら不当な行為ではなく（司法書士法3条1項4号、5号参照）、上記届出をもって本件訴訟がL司法書士の判断によって提起されたものとは認められない。他にL司法書士が報酬を得る目的で本件訴訟に関する法律事務を取扱い（弁護士法72条参照）、又は訴訟代理人として裁判上の行為を行ったものと認めるに足りる証拠はないから、被告らの上記主張は採用することができない」。

（注7） 本件評釈として、日司連執務問題検討委員会「判批」月報司法書士506号39頁、加藤新太郎「判批」登記情報631号7頁、小沢征行「判批」金法1996号4頁、小田司「判批」リマークス50号114頁、仁木恒夫「判批」新判例解説 Watch16号149頁がある。

（注8） 加藤新太郎「判批」登記情報689号59頁。

（注9） 同書46頁以下。なお、本連載第3回（本誌100号12頁）参照。

（注10） 加藤新太郎『司法書士の専門家責任』19頁以下、21頁以下、加藤・前掲（注7）14頁以下。

（注11） 本連載第3回（本誌100号19頁）参照。

（注12） 加藤・前掲（注7）15頁。

（注13） 本件に関しては、本誌101号特集①「和歌山訴訟最高裁判決と実務対応の視点」に谷嘉浩（19頁）・池末晋介（33頁）・杉山陽一（37頁）・赤松茂（40頁）の各評釈、加藤・前掲（注8）51頁・安河内肇＝陰山克典「判批」登記情報659号61頁の各評釈がある。

（注14） 加藤・前掲（注10）21頁。一方、加藤・前掲（注8）は、「裁判書類〔を〕作成する際には『依頼者の依頼内容を法的に整序すること』こと〔ママ〕に限定されるとする理解が通説になっている」（59頁）、「従来から、竹下守夫教授や伊藤眞教授など有力な学者による『法的整序に止まらず法的判断をしてよい』という説はあったが、通説

は揺らいでいないように見受けられる」(60頁)と述べる。

(注15) 加藤・前掲(注8)59頁。

(注16) 安河内=陰山・前掲(注13)61頁(注1)。

(注17) 加藤・前掲(注8)59頁。

(注18) 本連載第4回(本誌101号18頁)。同旨、谷・前掲(注13)28頁、安河内=陰山・前掲(注13)65頁。

(注19) 赤松・前掲(注13)43頁。

(注20) 池末・前掲(注13)36頁。

3 法3条附帯・関連業務の萎縮

前記のようにして、弁護士との間の業際問題を通じて、平成14年司法書士法改正で獲得した簡裁訴訟代理等関係業務の範囲が縮減し、ドミノ式に司法書士の本来業務であった裁判書類作成関係業務・本人訴訟支援業務も押さえ込まれた結果、戦々恐々の状況に陥った司法書士は、それまで自己の業務範囲に当然に属するものとして執務を行ってきた事柄についてまで疑心暗鬼となり、私法上の効力の否定や民事責任あるいは刑事責任や懲戒処分におびえてシュリンクする。

(1) 登記代理における任意的・追加的業務

かつて幾代通『不動産登記法』(昭和32年)は、「登記申請のための任意代理人については、その本質は代理ではなくて使者ではないかと考える」としていた(注21)。この立場は、昭和42年司法書士法改正で司法書士の業務に「登記又は供託に関する手続を代わってすること」の文言が追加された後の幾代通『不動産登記法〔新版〕』(昭和46年)でも維持されたが(注22)、昭和53年司法書士法改正で「登記又は供託に関する手続について代理すること」「登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること」に改まって以降、「使者」説の主張は幾代通『不動産登記法〔第3版〕』(平成元年)・幾代通(徳本伸一補訂)『不動産登記法〔第4版〕』(平成6年)では消失している。

昭和53年司法書士法改正は、条文上は「手続」に限定した代理権限を認めるにすぎないが(平成14年改正後の現行法の文言も同じ)、「これを手掛りとして『登記代理』概念の構成(実体、手続両面を含めて)をする可能性が生じた」とされる

(注23)。「登記代理」なる概念は、「訴訟代理」との対比において提言されたもので、司法書士にも(弁護士と同様の実体関係の形成をも含めた)法的判断・決定権能を肯定する種々の立場——「公証登記主義」論、「前段事務・後段事務」論、「形式的処理モデル・実質的処理モデル」論など——が唱えられている(注24)。

これらと、司法書士の責任に関する現在の判例の立場との間の対応関係についていえば、「後段事務」ないし旧来型の執務姿勢である「形式的処理モデル」からは、職責上必須的な義務しか発生しないが、「前段事務」ないし「実質的処理モデル」の執務においては、その発生原因となった任意的・追加的な約定に基づく特別の義務が発生する。

この特別の約定に基づく業務には、登記原因となる実体法的な権利関係の調査・確認業務、適切な実体的法律関係の形成に関する指導・助言業務、立会業務等があり、近時の裁判例においては、これら任意的・追加的な業務を発生させる約定の成否をめぐる争いが目を惹く。私見は、司法書士がこれらの業務を行うことが常態化するのが望ましいと考えるが、仮に今日の判例の立場のように、それらが例外的・任意的な業務であるというのなら、依頼者にその旨を説明したうえ、別途適正な報酬を上乗せして請求すべきであろう。しかし、現在は、そのような議論を行うような状況にはなく、司法書士は、専門家責任の追及を恐れて、余計な約定はしないほうが無難という意識に向かいつつある。

(2) 書類作成関係業務の外延

前記(1)の登記代理の領域で認められている任意的・追加的業務は、いずれも事柄の性質上当然に一定の法的判断を伴う性質のものである(したがって、同業務に関する5号相談業務も、これに対応して必然的に法的判断を伴うものとなる)。

だが、すでに触れたように、司法書士の業務一般に関しては、「依頼者の依頼内容を法律的に整序すること」に限定され、法的判断を行うことは許されないというのが(法的判断禁止説)、判例・通説の立場である。

これに対して、私見は、加藤新太郎氏の見解と

同様、司法書士の書類作成関係業務（司法書士法3条1項2号の法務局・地方法務局提出書類作成関係業務と4号の裁判書類作成関係業務）並びに同業務に関する5号相談業務もまた、事柄の性質上当然に法的判断を包含していると考え（法的判断当然包含説）、ただし、加藤説が、5号相談業務には「書類作成の目的という限界がある」と述べている点には（注25）、若干の注意を要する。というのも、現在、この分野に関する司法書士の業務は、書類作成を目的・内容としていないものが含まれているからである。

この点に関しては、加藤新太郎『司法書士の専門家責任』の記述を参照しておこう。同書に掲載されている最初の設例は、地主の地代増額請求に関する無料相談事例、2番目の設例は、約束手形の取立てに関する有料相談事例で、いずれも弁護士の相談過誤の裁判例を素材にしている（注26）。すなわち、これらは、弁護士の業務とされる法的判断を示して行う法律相談であって、かつ、書類作成を目的・内容として行われた業務ではない。

一方、司法書士に関する実際の裁判例に関しても、本連載第4回で概観したように、①司法書士は国籍・戸籍や生活保護に関する事案にも関与し、あるいは、②賃貸借や特許権譲渡といった、法務局・地方法務局提出書類でも裁判所・検察庁提出書類でもない契約書の作成・相談を受けており、そして、これらの執務につき、司法書士の業務の範囲外である旨を説示した裁判例は、少なくとも管見の及ぶ限りでは存在していない。

このうち、①国籍・戸籍に関する事案並びに生活保護や貧困問題等に関する事案への関与は、法務省設置法18条の規定する法務局・地方法務局の所掌事務中に、登記・供託事務と並んで国籍・戸籍・公証に関する事柄を所掌する旨が規定されていること（法務省設置法4条1項21号）、人権擁護に関する事務も所掌する旨が規定されていることから（同26号～29号）、法務局・地方法務局提出書類作成関係業務の延長線上の業務として行われてきたものであろう。

他方、②の書面作成を目的としない一般民事事件への関与は、裁判書類作成関係業務の延長のほ

か、前記①と同様、法務局・地方法務局が、法務省設置法4条1項1号・21号・22号以外の「民事に関すること」並びに30号「総合法律支援〔平成16年6月2日法律第74号「総合法律支援法」参照〕に関すること」を所掌事務としていることから、法務局・地方法務局提出書類作成関係業務の延長線上に行われているのであろう。

（法務局及び地方法務局）

第18条〔1項〕 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第4条第1項第21号から第23号まで及び第26号から第31号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

（所掌事務）

第4条〔1項〕 法務省は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1～20 （略）

21 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。

22 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。

23 第1号及び前2号に掲げるもののほか、民事に関すること。

24～25 （略）

26 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。

27 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。

28 人権擁護委員に関すること。

29 人権相談に関すること。

30 総合法律支援に関すること。

31 国の利害に関係のある争訟に関すること。

32～39 （略）

こうした書類作成を目的としない、法律判断を伴う業務に対して、司法書士の業務の範囲外であるとか、弁護士法72条その他の禁止規定に触れるといった批判を加えることは、一般市民の利益を害するだけの、単なる士業間の醜い縄張り争いのように映るであろう。

本稿末尾の一覧表は、本年（平成28年）6月～9月の4カ月間に朝日新聞に現れた、司法書士の業務関連の記事を拾ったものであるが、「法務局休日相談所」（26②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。「登記所・供託所休日相談所」ではない）における人権擁護・一般民

事等も含む法律相談が司法書士の業務の範囲外であると非難する者はいないし、弁護士その他の士業間で連携して行う法律相談が、非弁提携や不当誘致に該当すると論難する向きもない。

なお、前記新聞記事掲載の相談業務は、多くの場合無報酬であるから、弁護士法72条違反の要件を満たさないが、報酬を得る目的で行った場合には、同法72条本文の要件を充足する(注27)。しかし、前記のような司法書士の活動につき、ことごとく非弁行為を認定した場合には、そのすべてを弁護士が行わなければならないところ、いかに弁護士人口が増えたとはいえ、これまで司法書士が行ってきた実績に比肩するだけの活動を可能にするマンパワーは絶対的に不足している。

それゆえ、弁護士法72条の解釈に関して、結論的にいえば、前記司法書士の、書類作成を目的・内容としていない、法的判断を伴う法律事務で、報酬を得る目的で業として行われている執務は、同条ただし書の「他の法律に別段の定めがある場合」の例外に該当するとしなければ、何よりも一般市民の利益を著しく害する。

その一方において、司法書士にあっても、業問題に萎縮して、これまで行ってきた活動を控えることもまた、一般市民の利益を著しく害することを、自覚しなければならない。

(注21) 幾代通「不動産登記法」(谷口知平＝幾代通・戸籍法・不動産登記法) 42頁、182頁。

(注22) 幾代通『不動産登記法〔新版〕』90頁。

(注23) 江藤价泰『司法書士の社会的役割と未来』178頁。

(注24) 詳細は、石谷毅＝八神聖『司法書士の責任と懲戒』13頁以下参照。

(注25) 加藤・前掲(注10) 20頁、加藤新太郎(編輯代表)『実践 NAVI 司法書士の法律相談』(加藤新太郎) 72頁。

(注26) 加藤・前掲(注10) 25頁以下、28頁以下。

(注27) 弁護士法72条の成立要件に関する弁護士側の見解については、日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法』609頁以下参照。

4 司法書士法3条附帯・関連業務と法3条以外の法令等に基づく業務

弁護士法72条ただし書にいう「他の法律に別段の定めがある場合」は、司法書士についていえば、司法書士法29条の規定する順番であげるならば、①法3条1項1号～5号(法29条1項柱書)、②前記以外の「法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるもの」(法3条1項1号)、③簡裁訴訟代理関係業務(法3条1項6号～8号、29条1項2号)であり、①②に関しては「業務に附帯し、又は密接に関連する業務」を含む(同法29条1項1号の委任を受けた司法書士法施行規則31条5号)。

だが、今日の司法書士業務のうち、どれが①法3条業務(およびその附帯・関連業務)で、どれが②法3条1項1号～5号以外の法令等に基づく業務(およびその附帯・関連業務)であるかを、切り分けることは非常に難しい。歴史的な発展過程のみをみれば、今日に至る司法書士業務の広がり、①法3条業務の附帯・関連業務として発展したものであるが、今日の司法書士業務の実態を直視するならば、前記3(1)の登記代理の領域では、実体的権利関係の調査、適切な法律関係の立案・策定、契約書の作成から、決済に至るまでの一連のプロセスの全体を包括的に受任する場合があります。これは登記手続の代理・書類作成の附帯・関連業務というより、むしろ登記手続業務の側が、前記包括的委任業務の一部ないし附帯・関連業務ととらえるのが、実態に適合的である。一方、前記3(2)の書類作成を必ずしも目的・内容としていない、法的判断を事柄の性質上必然的に伴う業務に関しても、これを書類作成関係業務の附帯・関連業務と位置づけるのは、いかにも概念矛盾である。それゆえ、私見は、これらの業務もまた、②法3条以外の法令に基づきすべての司法書士が行うことができる業務と理解するが(登記代理に関しては、同業務の一部に①法3条の登記手続業務が組み込まれている)、しかし、このような議論も、肝心の司法書士自身が自己の業務に萎縮してしまつては、そもそもこれを論ずる実益がなくなる。

〔表〕 朝日新聞（平成28年6月～9月）掲載の司法書士の相談業務関係記事

	日付（全国／地方）・見出し	記事内容（抄）
①	6月2日朝刊（福岡全県） 「（福岡情報／福岡県＜講座・講演・募集＞）第1回暮らしと仕事に役立つ法律セミナー『消費者トラブル～解決・予防の手引き』」	賃貸借トラブル、悪徳商法、高齢者被害の増加などについて、司法書士が解説する。
②	6月2日朝刊（福岡全県） 「（福岡情報／福岡県＜講座・講演・募集＞）みまもりん隊養成講座『知らないで損する！身近な消費生活知識！』」	悪質商法などで財産を失わないために役立つ知識を司法書士が説明する。
③	6月2日朝刊（佐賀全県） 「（佐賀情報／佐賀県＜イベント＞）行政書士・税理士・司法書士・社会保険労務士による無料相談会」	遺言・相続、離婚、税金、登記、公正証書、会社設立、国際結婚、年金、成年後見など暮らしの悩みや心配事の相談に応じる。
④	6月15日朝刊（北九州） 「商店街のプロが伝授 小倉北の魚町各店が『ゼミ』／福岡県」	仏具店の写経講座や飲食店のダイエット講座、司法書士による成年後見制度の解説講座、洋服店のカバン作り講座など、内容は盛りだくさんだ。
⑤	6月16日朝刊（佐賀全県） 「（佐賀情報／佐賀県＜イベント＞）外国人無料相談会」	行政書士・税理士・司法書士・社会保険労務士による外国人無料相談会。外国人を対象に在留資格認定・変更、結婚・離婚、外国人雇用などの暮らしの悩みや心配事の相談に応じる。
⑥	7月7日朝刊（静岡全県） 「（週・遊ガイド／静岡県＜東部＞催し）専門家による不動産無料相談会（沼津市）」	弁護士や税理士、司法書士らが相談に応じる。
⑦	7月17日朝刊（北海道） 「（情報くりっぷ／北海道）くらしのSOS なんでも電話無料相談」	弁護士や司法書士らが長時間労働やパワハラなどの労働問題や奨学金の返済、医療費や介護費用など幅広い分野で相談に応じる。
⑧	7月14日朝刊（佐賀全県） 「（佐賀情報／佐賀県＜イベント＞）外国人無料相談会」	行政書士、税理士、司法書士、社会保険労務士による外国人無料相談会。外国人を対象に在留資格認定・変更、結婚・離婚、外国人雇用などの相談に応じる。
⑨	7月30日朝刊（群馬全県） 「ひとり親家庭、養育費相談会 来月7日、無料／群馬県」	群馬青年司法書士協議会は8月7日午前10時～午後4時、離婚したひとり親家庭を対象に、電話と面談による養育費の無料相談会を開く。
⑩	8月3日朝刊（全国・生活） 「（情報クリップ）養育費の電話無料相談」	全国青年司法書士協議会が7日午前10時から午後4時まで開く。離婚したひとり親らが対象。養育費を約束通り支払ってもらえなかったり、養育費の取り決めをせずに離婚したりした場合の請求方法などについて、司法書士が相談に応じる。
⑪	8月3日朝刊（神戸） 「母子家庭の養育費、電話相談 7日、県青年司法書士会／兵庫県」	子どもの貧困が全国的に問題になる中、こうした現状を少しでも改善しようと、県青年司法書士会などが7日、養育費に関する無料の電話相談会を開く。
⑫	8月4日朝刊（福岡全県） 「（福岡情報／福岡県＜イベント＞）司法書士の日記念相談会」	相続や会社設立の登記、消費者問題、多重債務問題、訴訟、成年後見など司法書士が相談に応じる（1件30分）。
⑬	8月4日朝刊（佐賀全県） 「佐賀情報／佐賀県＜イベント＞行政書士・税理士・司法書士・社会保険労務士による無料相談会」	遺言・相続、離婚、税金、登記、公正証書、会社設立、国際結婚、年金、成年後見など暮らしの悩みや心配事の相談に応じる。

⑭	8月5日朝刊(播磨) 「養育費の相談会、7日に無料電話 県青年司法書士会／兵庫県」	離婚による母子家庭のうち、元夫から養育費を受け取っているのは2割弱。子どもの貧困が全国的に問題になる中、こうした現状を少しでも改善しようと、県青年司法書士会などが7日、養育費に関する無料の電話相談会を開く。
⑮	8月26日朝刊(広島) 「(告知板／広島県)豪雨災害から2年、 困りごと無料相談会」	県災害復興支援士業連絡会主催。弁護士や司法書士、社会福祉士ら専門家が家計、介護、防災など様々な生活上の困りごとの相談にのる。
⑯	9月1日朝刊(淡路) 「(告知板／兵庫県)司法書士による無 料相談会」	登記や成年後見制度などについて県司法書士会淡路支部の司法書士が相談を受ける。
⑰	9月1日朝刊(佐賀全県) 「(佐賀情報／佐賀県＜イベント＞)行政 書士・税理士・司法書士・社会保険 労務士による無料相談会」	遺言・相続、離婚、税金、登記、公正証書、会社設立、国際結婚、年金、成年後見など暮らしの悩みや心配事の相談に応じる。
⑱	9月5日朝刊(北海道総合) 「地下歩行空間で相談と学習会 札幌、 反貧困ネット／北海道」	弁護士や司法書士などの専門家15人が非正規雇用や生活困窮、ホームレス、奨学金、学生アルバイトなどの相談にあたった。
⑲	9月7日朝刊(淡路) 「(告知板／兵庫県)高齢者・障害者の ための成年後見無料相談会」	成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部に所属する司法書士が相談を受ける。
⑳	9月7日朝刊(北九州) 「(お知らせ／福岡県)高齢者・障がい 者のための成年後見相談会」	成年後見制度の利用方法、遺言や相続、悪質な訪問販売被害などについて司法書士が無料で相談に応じる。
㉑	9月8日朝刊(熊本全県) 「(熊本情報／熊本県)専門8士業によ る被災者支援のための『ワンストップ無 料相談会』」	弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、公認会計士が熊本地震の被災者を対象に、内容別の無料相談に面談で応じる。
㉒	9月9日朝刊(備後) 「(遊ぶ・楽しむ／広島県＜集う＞)7 士業団体の合同による無料相談会」	行政書士、弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、建築士の七つの専門家が一堂に会し、暮らしの困りごとや中小企業の問題解決のための相談に応じる。
㉓	9月15日朝刊(佐賀全県) 「(佐賀情報／佐賀県＜イベント＞)外国 人無料相談会」	行政書士、税理士、司法書士、社会保険労務士による外国人無料相談会。外国人を対象に在留資格認定・変更、結婚・離婚、外国人雇用などの相談に応じる。
㉔	9月15日朝刊(熊本全県) 「(熊本情報／熊本県＜相談＞)司法書 士による『高齢者・障がい者のための 成年後見相談会』」	高齢者や障がい者のための法律・福祉無料相談会。面談や電話で司法書士や社会福祉士が相談を受ける。
㉕	9月22日朝刊(長崎全県) 「(長崎情報／長崎県＜相談＞)法務局 休日相談所」	相続、遺言、隣地との境界トラブルなどについて司法書士や土地家屋調査士が相談に応じる。
㉖	9月22日朝刊(大分全県) 「(大分情報／大分県＜相談＞)全国一 斉！法務局休日相談所」	土地・建物の相続、贈与、売買、会社設立と役員変更などの登記、隣地との筆界、戸籍、国籍、供託、人権問題、成年後見、多重債務、遺言状の作成などの問題に法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が相談に応じる。
㉗	9月22日朝刊(宮崎全県) 「(宮崎情報／宮崎県＜相談＞)全国一 斉！法務局休日相談所」	不動産などの登記関係、人権問題や近隣トラブル、戸籍・成年後見人制度関係、供託、公正証書作成などについて、法務局職員・人権擁護委員・公証人・司法書士・土地家屋調査士が無料で相談に応じる。

②⑧	9月28日朝刊(埼玉) 「『子どもの未来』考える講演・対談」	貧困問題にも取り組む関東ブロック司法書士会協議会が主催する市民公開講座「子どもたちの今～未来のために、私たちができること～」の企画。
②⑨	9月29日朝刊(山口) 「(掲示板/山口県)不動産の無料相談会」	不動産鑑定士、税理士、司法書士が不動産に関する価格、賃貸、相続などの相談に応じる。
③⑩	9月29日朝刊(福岡全県) 「(福岡情報/福岡県<講座・講演・募集>)第2回暮らしと仕事に役立つ法律セミナー『よくわかる相続 遺言のすすめ』」	相続について司法書士が解説する。
③⑪	9月29日朝刊(佐賀全県) 「(佐賀情報/佐賀県<イベント>)行政書士・税理士・司法書士・社会保険労務士による無料相談会」	遺言・相続、離婚、税金、登記、公正証書、会社設立、国際結婚、年金、成年後見など暮らしの悩みや心配事の相談に応じる。
③⑫	9月29日朝刊(熊本全県) 「(熊本情報/熊本県<相談>)全国一斉!法務局休日相談所」	土地や建物の相続登記、熊本地震により倒壊した建物の登記、会社、法人に関する相談(熊本会場のみ)、いじめなどの人権相談、地代・家賃の供託に関する相談など、日常生活のさまざまな心配事に法務局職員や公証人(熊本会場のみ)、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員らが無料で相談に応じる。
③⑬	9月29日朝刊(大分全県) 「(大分情報/大分県<講座・講演>くらしに役立つ連携講座 無料法律セミナー～知っておきたい消費者トラブル)」	司法書士のAさんがネットトラブルやオレオレ詐欺などについて具体例をもとに分かりやすく話す。
③⑭	9月30日朝刊(秋田全県) 「(お知らせ/秋田県)田代まさし講演会―薬物等の依存症を考える―」	主催は、借金や消費者被害の相談に応じる弁護士や司法書士らの組織「秋田なまはげの会」。講演後の午後3時半～4時半、様々な依存症や多重債務などを対象にした「なんでも相談会」を開く。
③⑮	9月30日朝刊(新潟全県) 「(ガイド/新潟県<催し>)暮らしの行政困りごと相談所」	行政機関や弁護士、司法書士などによる合同無料相談会。
③⑯	9月30日朝刊(茨城) 「法の日に合わせて、無料法律相談会 司法書士会・水戸法務局/茨城県」	10月1日の「法の日」に合わせて、1、2の両日、県内各所で法律相談会が開かれる。／1日は茨城司法書士会が水戸市や土浦市など県内14会場で、日常生活や職場でのトラブル、借金や登記に関する相談を受け付ける。……。／また、2日は水戸市三の丸1丁目の水戸地方法務局で、不動産の相続などの休日相談所が開設される。
③⑰	9月30日朝刊(滋賀全県) 「(遊・YOU・友/滋賀県<湖南>)法務局休日相談所」	司法書士や法務局職員らが、相続や土地の境界、法人登記などの無料相談に応じる。
③⑱	9月30日朝刊(岡山全県) 「(タウンてちょう/岡山県<会と催し>)全国一斉!法務局休日相談所」	登記手続きや土地の境界問題、遺言や相続、いじめやDVの人権問題など、日常の問題について法務局職員や司法書士が相談にのる。